

高齢者福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-11 高齢者福祉事業の取扱い
<p>1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。</p> <p> なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <p> 現行のとおり新町に引き継ぐもの</p> <p> 合併時に再編するもの</p> <p> 合併時まで調整するもの</p> <p> 新町において調整するもの</p> <p> 合併時に廃止するもの</p> <p>3 在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。</p> <p> (1) 基幹型支援センターについては、合併時まで統合する。</p> <p> (2) 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</p>	

「協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-11 高齢者福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。 現行のとおり新町に引き継ぐもの 合併時に再編するもの 合併時までに調整するもの 新町において調整するもの 合併時に廃止するもの</p> <p>3 在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。 (1) 基幹型支援センターについては、合併時までに統合する。 (2) 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</p>

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
高齢者保健福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> 名称 高齢者保健福祉ビジョン2003 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15年度 ～平成19年度 (平成18年度見直し) 概要 高齢者福祉サービスにおける現状と実施状況及び基本的な考え方と今後の方策 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 更別村老人保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15年度 ～平成19年度 (平成18年度見直し) 概要 高齢者福祉サービスにおける現状と実施状況及び基本的な考え方と今後の方策 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 忠類村老人保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15年度 ～平成19年度 (平成18年度見直し) 概要 高齢者福祉サービスにおける現状と実施状況及び基本的な考え方と今後の方策 	<p>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
独居老人等ふれあい訪問事業	<p>【訪問サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者在宅訪問(お元気ですか訪問)サービス事業 ・事業内容 おおむね2週間に一度を限度に利用者の居宅を訪問することにより、利用者の安否を確認するとともに、励まし勇気づけを通して住み慣れた地域での生活の継続に資する。 ・対象者 65歳以上の独居者 その他必要と認められる者 <p>【友愛訪問事業】 該当なし</p>	<p>【訪問サービス事業】 該当なし</p> <p>【友愛訪問事業】 該当なし</p>	<p>【訪問サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 在宅福祉サービス事業 ・事業内容 1日1回、週6回を限度に乳製品等を持って訪問し、友好的な人間関係の形成に努めながら安否、健康状態、防犯状況、火気及びガス取扱状況等についての確認を行う。 ・対象者 おおむね65歳以上の独居者 おおむね65歳以上を含む夫婦世帯で、身体又は精神的になんらかの援護を必要とする者がいる世帯 その他社協会長(事業委託先)が認めた世帯 <p>【友愛訪問事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 友愛訪問事業 ・事業内容 毎年12月に、老人クラブ連合会の協力により対象者宅の訪問を行うことにより、高齢者相互のふれあいと友愛を深め福祉の向上を図る。なお、訪問時に村からの慰問品の贈呈を依頼している。 ・対象者 70歳以上のひとり暮らしや寝たきり、傷病等の理由により自宅にいがちな高齢者で、民生児童委員協議会の意見を参考にして選考された者(世帯) 	<p>訪問サービス事業については、新町の事業として、合併時に再編する。 友愛訪問事業については、合併時に廃止する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容																
	幕別町	更別村	忠類村																	
し尿汲取料及び上下水道使用料等助成事業	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による被保護世帯 重度心身障害者在宅世帯 母子・父子世帯 65歳以上の独居老人世帯 世帯全員が70歳以上の老人世帯 については、全世帯対象だが、～については、村民税非課税世帯又は均等割のみの課税世帯を対象としている。 ・助成金額 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>汲取料（全世帯）</td> <td style="text-align: right;">全 額</td> </tr> <tr> <td>水道料（市街地のみ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生活保護世帯</td> <td style="text-align: right;">570円/月</td> </tr> <tr> <td> その他の世帯</td> <td style="text-align: right;">230円/月</td> </tr> <tr> <td>下水道料（市街地のみ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生活保護世帯</td> <td style="text-align: right;">650円/月</td> </tr> <tr> <td> その他の世帯</td> <td style="text-align: right;">260円/月</td> </tr> <tr> <td>個別排水処理施設使用料</td> <td style="text-align: right;">260円/月</td> </tr> </table> 	汲取料（全世帯）	全 額	水道料（市街地のみ）		生活保護世帯	570円/月	その他の世帯	230円/月	下水道料（市街地のみ）		生活保護世帯	650円/月	その他の世帯	260円/月	個別排水処理施設使用料	260円/月	事業のあり方について、合併時まで調整する。
汲取料（全世帯）	全 額																			
水道料（市街地のみ）																				
生活保護世帯	570円/月																			
その他の世帯	230円/月																			
下水道料（市街地のみ）																				
生活保護世帯	650円/月																			
その他の世帯	260円/月																			
個別排水処理施設使用料	260円/月																			

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
除雪サービス事業	<p>該当なし</p> <p>社会福祉法人幕別町社会福祉協議会が、「特別除雪サービス」として</p> <p>歳末見舞金の対象者で、除雪が困難な単身世帯の高齢者80歳以上の高齢者のみの世帯又は単身の身体障害者とし、低所得者（生活保護世帯を除く）であるものを対象に、住宅前の通路等の生活道路の除雪を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 おおむね20cm以上の積雪があった場合に、玄関先、物置、灯油タンク、ガスボンベ等、通常一般家庭で活動する範囲の除雪を行う。屋根の雪下ろしは、特別な事情がある場合に行う。 ・対象者 おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯の内、住民税非課税世帯に属する高齢者であって、積雪によって除排雪が困難な世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の内、住民税非課税世帯に属する者であって、積雪によって除排雪が困難な世帯 その他、村長が必要と認める世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 積雪が多く除排雪が困難な場合に、冬季間の生活及び緊急時に支障を来さないよう住宅前の通路等生活道路の除雪を行う。屋根の雪下ろしは屋根に20cm以上の積雪がある場合に行う。 ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長（事業委託先）が必要と認めた世帯 	<p>事業内容及び実施方法について、合併時までに調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
外出支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 外出支援サービス ・ 対象者 リフト付ワゴン車 ア. 65歳以上の高齢者で、歩行が困難であり通常の車両による移動が不可能である者 イ. 身障手帳交付を受けている者で、1又は2級の下肢障害者及び体幹障害者並びに1級の視覚障害者で、歩行の困難で通常の車両による移動が不可能である者 通常のワゴン車 ア. 65歳以上ひとり暮らし又は65歳以上の高齢者世帯に属する者で、身体虚弱の理由により公共の交通機関での移動が困難な者 イ. 身障手帳交付を受けている者で、1又は2級の下肢障害者及び体幹障害者並びに1級の視覚障害者で、歩行の困難で公共の交通機関での移動が困難な者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 移送サービス ・ 対象者 おおむね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 おおむね60歳以上の下肢が不自由な者 その他、村長が必要と認める者 車椅子対応車両等必要に応じた車両により対応している。 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用範囲 利用者の居宅から十勝管内の医療機関等の通院、退院及び機能回復訓練。ただし、入院先から他の医療施設等への通院等は除く。 公的機関又は福祉団体が実施する行事等への参加 町又は帯広市への買い物等の社会参加 その他必要と認められる場合 ・ 利用回数等 原則 3 回/月、かつ、5 回/2 ヶ月以内。ただし、公的機関又は福祉団体が実施する行事等への参加する場合はその限りでない。 利用時間は、利用者間の調整を図りつつ必要に応じて可能な範囲で、月～金曜日に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用範囲 日常生活及び在宅福祉サービスの一環として、最低限必要と認められる場所までの間（ホームヘルプサービスの買物、通院、外出支援等・ショートステイサービスの入退所） 介護予防生活支援事業等（リハビリ教室事業・いきいき健康クラブ事業・軽度生活援助事業・生活管理指導員派遣事業・生活管理指導短期宿泊事業など）を提供する場所までの間 サービスエリアは村内のみとし、村外の移送はショートステイの入退所のみとする。 ・ 利用回数等 必要に応じた回数とするが、原則、移送サービスの実施日は毎週火曜日と金曜日とする。ただし、ショートステイの入退所は、必要に応じて提供する。 		

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
訪問給食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 食の自立支援サービス ・ 対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者 65歳以上の高齢者世帯に属する者 その他必要と認められる者 ・ 実施回数及び利用者負担 毎週月曜日から土曜日の昼食、夕食(8月13～15日及び1月1～3日を除く)(1食400円、遠距離配達加算料200円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 配食サービス ・ 対象者 おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯に属する高齢者であって、老衰及び疾病等の理由により食事、調理が困難な者 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者であって、心身の障害及び疾病等の理由により食事、調理が困難な者 その他、村長が必要と認める者 ・ 実施回数及び利用者負担 毎週火曜日の夕食(1食300円/副食のみの場合は260円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 給食サービス ・ 対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長(事業委託先)が必要と認めた世帯 ・ 実施回数及び利用者負担 宅配サービス 週4回を限度に夕食(1食400円) 昼食交流会 4～12月に月1回(1回400円) おせち料理 12月31日(年1回2,000円) 	<p>事業内容について、合併時まで調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
寝具乾燥サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 布団洗濯乾燥サービス ・概要 寝具類の洗濯(年1回)及び乾燥サービス(3カ月に1回)を実施する。 ・利用者負担等 利用者負担はないが、1回のサービスにつき、対象者1人当たり敷布団、掛け布団、毛布、丹前などの寝具を計4枚までに限定している。 ・対象者 身体虚弱等の理由により布団乾燥が困難な者で、次のいずれかに該当する者 65歳以上の単身世帯 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者 その他必要と認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 寝具乾燥サービス ・概要 寝具類の丸洗い乾燥サービスを年2回実施する。 ・利用者負担等 利用者負担はないが、1回のサービスにつき、対象者1人当たり敷布団、掛け布団、毛布、丹前などの寝具を計3枚までに限定している。 ・対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び寝たきり高齢者のいる世帯の内、住民税非課税世帯に属する高齢者であって、寝具類等の衛生管理が困難な者 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者の内、住民税非課税世帯に属する者であって、寝具類等の衛生管理が困難な者 その他、村長が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 布団乾燥サービス ・概要 寝具類の乾燥サービスを年2回実施する。 ・利用者負担等 乾燥枚数に規定はないが、1回のサービスにつき、対象者1人当たり5,000円を超えた分は利用者から実費を徴収している。 ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長(事業委託先)が必要と認めた世帯 	<p>事業内容について、合併時まで調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
徘徊高齢者家族支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 徘徊高齢者が徘徊した場合に、人工衛星を利用した測位システムと携帯電話の電波を併用したシステムにより、徘徊高齢者を介護する者が直接、電話等により所在を検索し、居場所の確認することができる携帯型の電波発信器を貸与する。 ・主な負担区分（税抜き額） 町負担 加入料： 5,000円 付属品： 2,000円 月額基本料： 500円/月 情報提供料（位置検索料） 電話オペレーター検索 200円/回 インターネット検索 100円/回 利用者負担 現場急行料： 10,000円/回 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 幕別町と同一（システムの委託先も同一） ・主な負担区分（税抜き額） 村負担 加入料： 5,000円 付属品： 5,900円 利用者負担 月額基本料： 500円/月 情報提供料（位置検索料） 電話オペレーター検索 200円/回 インターネット検索 100円/回 現場急行料： 10,000円/回 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
緊急通報体制等整備事業	<p>・事業内容</p> <p>緊急通報用電話機(電話機本体、ワイヤレスリモートスイッチ、ハンズフリーボックスに熱感知器、煙感知器及びガス感知器を含む。)を利用者の自宅に設置し、電話回線で東十勝消防事務組合幕別消防署と結び、急病や災害等の事態が発生したときに迅速に対応する。(幕別消防署による24時間対応)</p>	<p>・事業内容</p> <p>緊急通報機器(ペンダント式無線送信機、火災センサー、専用電話)を利用者の自宅に設置し、委託業者を通じて、急病及び災害時に村及び南十勝消防事務組合更別支署と連携し迅速に対応する。(委託業者による24時間対応)</p> <p>協力員(近所付き合いのある者等を利用者本人が選定)を、原則2名以上選び、委託業者に利用者から援護要請があった場合に、状況に応じて現場確認等の適切な対応をとれるようにする。</p> <p>専用電話により、専門の看護師・保健師により悩み事相談を対応している。(委託業者による24時間対応)</p>	<p>・事業内容</p> <p>緊急通報用電話機(電話機本体、ワイヤレスリモートスイッチ、ハンズフリーボックスに熱感知器、煙感知器及びガス感知器を含む。)を利用者の自宅に設置し、電話回線で南十勝消防事務組合忠類支署と結び、急病や災害等の事態が発生したときに迅速に対応する。(忠類支署による24時間対応)</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、機器更新時に調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
軽度生活援助 事業	<p>・事業内容 軽度生活支援員が自宅を訪問し、軽度な家事を援助する 掃除 洗濯 調理 外出時の援助 玄関前の簡易な除雪 その他在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の維持を可能にし、要介護状態への進行を防止するために行う軽度な家事を援助</p> <p>・対象 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯に属する者で次のいずれかの者 要介護/要支援認定で非該当となったもので、日常生活に支障があるために、軽度かつ一時的に生活支援が必要な者 認定を受けていないが退院後まもない理由にて、居室の掃除等日常生活に支障があるために一時的な</p>	<p>・事業内容 外出、散歩の付き添いなどの外出時の援助 宅配の手配、食材の買物などの食事、食材の確保 寝具類等大物の洗濯、日干し、クリーニングの洗濯物搬出入 庭、生垣、庭木等家周りの手入れ 家屋内の整理、整頓等 台風時等自然災害への防備 その他単身世帯等の生活援助に資する軽易な日常生活上の援助</p> <p>・対象 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、介護予防のために日常生活上の援助が必要と認められる者 その他、村長が必要と認める者</p>	<p>該当なし</p> <p>類似事業 「訪問介護事業所」による要介護認定者以外への訪問介護(生活援助)事業</p>	<p>新町の事業として、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<p>生活支援が必要と認める者 町長が、65歳未満であっても障害等を事由に日常生活に支障があると認める者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用回数制限 2時間/週1回 ・利用者負担 75円/時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用回数制限 なし ・利用者負担 150円/時間 		
生活管理指導員派遣事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 介護認定未判定者及び自立判定者へのヘルパー派遣 日常生活に関する支援や指導等（基本的な生活習慣を習得させるための支援や指導等） 家事に対する支援や指導等 対人関係の構築のための支援や指導等 関係機関等との連絡調整等 ・対象 65歳以上で日常生活上の支援が必要と認められる者 介護予防のため日常生活の支援が必要と認められる者 その他、村長が必要と認める者 	<p>該当なし</p> <p>類似事業 「訪問介護事業所」による要介護認定者以外への訪問介護（生活援助）事業</p>	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用回数制限なし ・利用者負担 150円/時間 		
在宅高齢者等介護手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 要介護4又は5と判定された者又はこれに相当すると認められる者を在宅において介護している介護者で、次のいずれにも該当している者 ア.介護するに至った日から起算して1年間、介護保険法に規定する居宅サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護にあつては1年間のうち7日以内の利用）及び介護保険法に規定する施設サービスも利用がないこと。 イ.介護するに至った日から起算して1年間、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費の支給を受けていないこと。 ウ.介護者の属する世帯の世帯主及び世帯員が、介護す 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 要介護3～5と認定された者、またはこれに該当するものと認められる者を介護している者 介護保険法に基づく認定調査票の痴呆性老人自立度が、及びMと判断された者、又は、これに相当すると認められる者を介護している者 いずれも生活保護受給世帯は対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 障害老人の日常生活自立度判定基準のランクB～Cに該当し、その状態が6カ月以上継続している者を介護している者 痴呆性老人の日常生活自立度判定基準のランク、及びMに該当する者を介護している者 難病患者を介護している者 身体障害者手帳1又は2級の交付を受けた者か又は、重度の知的障害と判定又は診断された者を介護している者 介護をする家族がなく、かつ、村長が特に認めた上記～に該当する本人 いずれも生活保護受給世帯は対象外とする。 	事業内容について、合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<p>るに至った日から起算して1年を経過した日の属する年度(4~6月の場合は前年度)分の市町村民税が非課税であること。</p> <p>前記ア及びイに規定する1年間の算定について、要介護者の入院期間が連続3月未満は在宅扱いとし、3月以上の時は、入院期間の前後の在宅における介護期間を合算して算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給金額 要介護者一人につき 年額100,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 支給金額 要介護者一人につき 月額5,000円 <p>ただし、下記の全てに該当する者に対しては、要介護者一人につき月額10,000円支給する。</p> <p>介護保険法に基づく要介護認定審査の結果、要介護4又は5と認定された者、又は、これに相当するものと判断される者の介護者</p> <p>過去1年間介護保険サービスを利用しなかった要介護者の介護者</p> <p>市町村民税非課税世帯の介護者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支給金額 要介護者一人につき 月額10,000円 	

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
生きがい活動 支援通所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 生きがい活動通所事業 ・事業内容 65歳以上で居宅に閉じこもりがちな、要介護/要支援認定を受けていない者及び身体の虚弱等の者、又は町長が事業対象として特に認めた者を対象に、近隣の公共施設で参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動等を行い、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進する。 ・開催日 陶芸教室 4回/月 いきいきエンジョイ教室 2回/月 ・利用者負担 無料（原材料等の実費は負担） ・運営方式 幕別町社会福祉協議会に委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 いきいき健康クラブ ・事業内容 地域で生活する要介護認定を受けていない60歳以上の要援護高齢者等を対象に、心身機能の低下を防ぐため、心身の状況に合わせた健康体操の実施やレクレーションなどの体験を通じ、参加者同士のコミュニケーションを深め、その人らしく、いきいきと楽しく生活していけるようにする。 ・開催日 毎週1回（金曜日） ・利用者負担 200円/回 ・運営方式 直営 	<p>該当なし</p> <p>類似事業 「デイサービスセンター」による要介護認定者以外へのデイサービス事業</p>	合併時に再編する。
敬老事業（祝金等）	<p>【敬老祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老祝金 ・対象者 9月15日現在幕別町に1年以上在住し、当該年の12月31日現在で年齢が80歳以上の者 	<p>【敬老祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老年金 ・対象者 9月14日現在において、村内に住所を有し居住している70歳以上の者（受給権者） ただし、受給権者が死亡した場合の当該年度の年金は、同居の 	<p>【敬老祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老祝金 ・対象者 9月1日現在(基準日)において、忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている年齢75歳以上の者 	<p>敬老祝金及び長寿祝金については、合併時に再編する。</p> <p>敬老会については、地域単位で開催することとし、事業内容については、合併時まで調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<ul style="list-style-type: none"> ・支給額 80歳以上90歳未満 15,000円 90歳以上 20,000円 <p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 (町長交際費から支出) ・対象者 9月15日を基準とし、幕別町民で100歳到達者 	<p>親族に給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 70歳以上75歳未満 10,000円 75歳以上 13,000円 <p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 長寿祝金 ・対象者 住民基本台帳に記載されている者で満100歳に達した者のうち、満100歳に達した日まで本村に引き続き1年以上居住している者 更別村の区域外にある特別養護老人ホーム等の広域施設に本村が入所委託し、満 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給額 2万円若しくは2万円相当の商品券等 ・名称 米寿祝金 ・対象者 9月1日現在(基準日)において、忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている88歳(数え年)に到達する者。 ・支給額 5万円 <p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老祝金における特別祝金 ・対象者 9月1日を基準日として忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている満100歳に到達した者 	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額及び支給日 祝金50,000円、記念品10,000円相当を満100歳の誕生日に支給 【敬老会】 ・ 概要 米寿者への記念品贈呈 老人クラブ功労者表彰 会食 アトラクション ・ 対象者 9月15日現在幕別町に居住する者(年齢制限有り)(「平成17年度に対象者を77歳以上の者」になるよう、1歳ずつ対象年齢を上げている。) ・ 開催場所 札内スポーツセンター 	<ul style="list-style-type: none"> 100歳に達した者については、更別村の住民基本台帳に記載されている期間と入所後の期間の合計が1年以上である者 ・ 支給額及び支給日 祝金100,000円を満100歳となった年の誕生日に支給 【敬老会】 ・ 概要 一般敬老者及び米寿者への記念品贈呈 会食 アトラクション ・ 対象者 9月14日現在更別村に居住する75歳以上の者 ・ 開催場所 更別村社会福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額及び支給日 祝金100,000円を満100歳となった年の誕生日に支給 【敬老会】 ・ 概要 米寿者への記念品贈呈 会食 アトラクション ・ 対象者 敬老会当日に忠類村に在住する者(年齢制限有り)(「平成18年度に対象者を75歳以上の者」にするまで、毎年1歳ずつ対象年齢を上げている(基準日12月31日。)) ・ 開催場所 忠類村コミュニティセンター 	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
生活管理指導 短期宿泊事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 生活支援ハウスの空きベットを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。 ・対象 在宅の高齢者等のうち、介護保険法に基づく要介護認定審査未判定者若しくは自立判定者で、基本的な生活習慣が欠如し、社会適応が困難な者その他、村長が必要と認める次の者 <ul style="list-style-type: none"> ア. 特別の事由があり近隣の介護老人福祉施設等を利用することが困難な者 イ. 更別村福祉の里総合センター管理規則第6条第3項に該当しない者 <ul style="list-style-type: none"> 第6条第3項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 現に疾病にかかり、共同生活が困難と認められるとき。 2. 感染症の疾患があると認められるとき。 3. 精神に障害があり他の利用者に著しい迷惑を及ぼすおそれがある 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
		とき ・利用回数 連続30日以内、かつ、半年に3 カ月以内 ・利用者負担 ア.対象者 に該当する者 利用料 994円/日 給食費 400円/食 イ.対象者 に該当する者 利用料 a.住民税課税世帯に属する 者 4,200円/日 b.住民税非課税世帯に属す る者 3,200円/日 給食費 400円/食		

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
介護用品等給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容及び支給額 町内販売店にて、月額一人当たり5,000円を限度に購入した介護用品代について、年2回の支払い時期に支給する。 ・ 対象介護用品 紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー その他必要と認めるもの ・ 対象者 次のいずれかに該当する者(生活保護法など、他の制度により同様の給付を受けている者は除く) 要介護4又は5と判定された者で、常時介護用品等の使用が必要と認められている者 痴呆等により、常時介護用品等の使用が必要と認められている者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容及び支給額 月額一人当たり6,000円を限度とする家族介護用品給付券を交付し、交付を受けた者は指定店(村内販売店)において当該給付券と介護用品を引き換える。代金については、後日指定店からの請求により、村が支払う。 ・ 対象介護用品 紙おむつ 尿取りパット ・ 対象者 おおむね65歳以上で、次のすべての項目に該当する者(生活保護世帯を除く) 要介護3～5に認定された者、又はこれに相当するものと判断される者 介護保険法に基づく要介護認定審査の結果、認定調査票の第4群の5(排尿後の後始末)又は6(排便後の後始末)が全介助と判定された者、又はこれに相当するものと判断される者 市町村民税所得割非課税世帯の者 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
高齢者スポーツ大会	<p>【高齢者運動会】 該当なし</p> <p>【ゲートボール大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 町長杯ゲートボール大会 ・事業内容 場所 幕別運動公園ゲートボール場 開催 年1回開催 主催 幕別町 主管 幕別町ゲートボール協会 後援 幕別町社会福祉協議会、幕別町ゲートボール協会 参加料 1,500円 	<p>【高齢者運動会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者運動会 ・対象者 満65歳以上の高齢者 <p>【ゲートボール大会】 該当なし</p>	<p>【高齢者運動会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者スポーツ大会 ・対象者 満60歳以上の高齢者 <p>【ゲートボール大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者ゲートボール大会 ・事業内容 場所 忠類村総合グラウンドゲートボール場 開催 年2回(春・秋)開催 主催 忠類村(忠類村) 後援 忠類村社会福祉協議会、忠類村ライオンズクラブ、忠類村高齢者ゲートボール協会 参加料 無料 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業のあり方について、新町において調整する。</p>
電動三輪・四輪車購入助成事業	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上の者又は身体に障害を持つ者 村長が特に必要と認めた者 ・助成額 購入費用の1/3以内で、10万円を限度とし、一人1回限りとする。 	合併時に廃止する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
温泉敬老入浴事業	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 70歳以上 ・事業内容 40回分の温泉（アルコ236）敬老無料入浴券を希望者に給付する。 	事業のあり方について、合併時まで調整する。
温泉入浴移送サービス	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 村内の農村地区（市街地以外）に在住するおおむね65歳以上の者 ・事業内容 交通手段がないなどの理由により、温泉（アルコ236）の利用ができない者を対象に、村の福祉バスによる送迎を行う。 ・実施日 4月から12月上旬までの間の第2・4金曜日実施 	事業のあり方について、合併時まで調整する。
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 村で整備した高齢者及び心身障害者専用の公営住宅（30戸）に、生活援助員を派遣することにより、入居者が自立して安全、かつ、快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援する。 ・利用者負担 国補助基準と同額 	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
デイサービスセンター	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 デイサービスセンター ・ 営業日 月曜日～金曜日 (12月31日～1月5日までを除く) ・ 営業時間 8:45～17:15 (サービス提供は10:00～16:00) ・ 利用料 要介護認定者 ア. 介護報酬の告示上の額 イ. 食材料費の実費相当分 (450円) 要介護認定者以外 950円/週1回 ・ 委託先 忠類村社会福祉協議会 	実施方法について、合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
訪問介護事業所	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 訪問介護事業所 ・ 営業日 月曜日～金曜日 (12月31日～1月5日までを除く) ・ 営業時間 8:45～17:15 ・ 利用料 <ul style="list-style-type: none"> 要介護認定者 介護報酬の告示上の額 要介護認定者以外 7.30分以上1時間未満 170円 イ. 1時間以上2時間未満 350円 	実施方法について、合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容		
	幕別町	更別村	忠類村			
生活支援ハウス運営事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 生活支援ハウスふれあーる ・利用料 居住部門利用者負担（月額） 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者生活福祉センター 	施設間のサービス及び機能の違いがあるため、それぞれ現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。		
		対象収入による階層区分			更別村	忠類村
		A	1,200,000円以下		0円	0円
		B	1,200,001円～1,300,000円		4,000円	1,000円
		C	1,300,001円～1,400,000円		7,000円	2,500円
		D	1,400,001円～1,500,000円		10,000円	4,000円
		E	1,500,001円～1,600,000円		13,000円	5,500円
		F	1,600,001円～1,700,000円		16,000円	7,000円
		G	1,700,001円～1,800,000円		19,000円	8,500円
		H	1,800,001円～1,900,000円		22,000円	10,000円
		I	1,900,001円～2,000,000円		25,000円	11,500円
		J	2,000,001円～2,100,000円		30,000円	13,000円
		K	2,100,001円～2,200,000円		35,000円	14,500円
		L	2,200,001円～2,300,000円		40,000円	16,000円
		M	2,300,001円～2,400,000円		45,000円	17,500円
N	2,400,001円以上	50,000円	19,000円			
入居者の管理費等		入居者の管理費等				
ア. 単身者 9,000円		ア. 単身者 10,000円				
イ. 夫婦世帯 15,000円		イ. 夫婦世帯 15,000円				
ウ. 各居室の電気料 実費		ウ. 各居室の電気料 実費				

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
		入居者の給食利用料 400円/食（3食対応） 家族交流室使用料 ア.基本料金 7,940円/日 イ.給食費 400円/食 ウ.日常生活品費 100円/日 エ.教養娯楽費 100円/日 ・対象者 おおむね60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある者 その他村長が特に必要と認める者 ・利用の解除基準 寝たきりの状態により自立した生活ができなくなった者 常に介助が必要な状態となった者 利用料が負担できなくなった者 常時、医療管理下に入った者 感染症疾患、精神性疾患を有	入居者の給食利用料 350円/食（昼食のみ対応） 家族交流室使用料 該当なし ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの者及び夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある者 その他村長が特に必要と認める者 ・利用の解除基準 独立して生活することができなくなった者 自歩行及び自炊ができなくなった者 利用料が負担できなくなった者 常時、医療管理下に入った者 感染症疾患、精神性疾患を有した者	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
		<p>した者 重度の痴呆のため徘徊等問題行動が生じた者 他人に迷惑を及ぼす者 村長が不適當と認める者</p> <p>・夜間管理状況 24時間生活援助員が常駐している。</p>	<p>重度の痴呆のため徘徊等問題行動が生じた者 他人に迷惑を及ぼす者 村長が不適當と認める者</p> <p>・夜間管理状況 住込みの管理人がいる。</p>	
在宅介護支援センター	<p>【基幹型支援センター】 保健福祉センター内に設置 国の補助基準上の「基幹型」</p> <p>【地域型支援センター】 社会福祉法人幕別真幸協会及び社会福祉法人幕別町社会福祉協議会の2箇所委託している。</p>	<p>【基幹型支援センター】 福祉の里総合センター内に設置 国の補助基準上の「小規模型」</p> <p>【地域型支援センター】 社会福祉法人更別村社会福祉協議会に委託している。</p>	<p>【基幹型支援センター】 ふれあいセンター福寿内に設置 国の補助基準上の「小規模型」</p> <p>【地域型支援センター】 該当なし</p>	<p>基幹型支援センターについては、合併時に統合する。 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</p>

先進事例

南アルプス市（山梨県）

高齢者福祉の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- (3) 高齢者祝い金については、80～89歳は7,000円、90～99歳は10,000円、100歳以上は100,000円とし、100歳時に給付する祝い金等は300,000円とする。

おおさきかみじまちょう

大崎上島町（広島県）

- ・ 敬老年金については、敬老祝金と一本化するように検討する。
- ・ 老人福祉計画については、平成14年度末までに3町を一体とした計画を策定し、新町に引き継ぐ。
- ・ 高齢者等住宅整備資金については、障害者住宅資金貸付と統合する。
- ・ その他の調整内容については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

かほく市（石川県）

- 1 敬老会については、開催日を敬老の日の直前の日曜日とし、会場については、3会場で実施する。ただし、実施内容等については、新市において調整する。
- 2 長寿者褒賞については、七塚町の例による。
- 3 敬老年金支給事業については、9月1日現在で2年以上住所を有する満80歳以上の者を対象とし、年額1万2千円を支給する。
- 4 福祉電話については、新市において引き続き実施することとし、実施内容等については、合併時まで調整する。
- 5 配食サービスについては、宇ノ気町の例による。
- 6 寝具類洗濯乾燥消毒サービスについては、対象者を高松町及び宇ノ気町の例とし、自己負担額は1割、利用回数は年4回までとする。
- 7 訪問理美容サービスについては、対象者を高松町及び宇ノ気町の例とし、自己負担額は1割、利用回数は年4回までとする。
- 8 徘徊高齢者家族支援サービスについては、高松町の例による。
- 9 家族介護用品の支給については、実施内容等を統一し新市において実施する。
- 10 在宅ねたきり老人等介護慰労金については、廃止する。
- 11 ねたきり老人等見舞金支給については、七塚町の例による。
- 12 老人医療費助成事業については、3町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

げろし
下呂市（岐阜県）

国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。

各町村独自の制度については、事業の目的や実績等を尊重しながら市域全体の均衡を考慮し、次の区分により調整する。

- (1) 新市の発足までに調整の必要があるものは、合併時に調整する。
- (2) 上記以外のものは、新市において調整する。

つがる市（青森県 合併予定 平成17年2月11日）

- 1 高齢者福祉計画については、新市において新たな計画を策定する。ただし、平成17年度までは現計画を運用する。
- 2 敬老事業については、木造町の例により合併時に統合する。
- 3 長寿者褒賞については、車力村の例により合併時に統合する。
- 4 高齢者福祉事業については、次の区分により調整する。
 - (1) 国又は県の補助事業については、新市においても引き続き実施する。
 - 現行のとおり新市に引き継ぐもの
 - 新市において再編するもの
 - 合併時に統合するもの
 - 合併時に廃止するもの
 - (2) 5町村の単独事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 その他高齢者福祉に関する事務及び事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

瀧上市（秋田県 合併予定 平成17年3月31日までの期日を目標）

- 1 . 国又は県等が定める制度については、事業実施要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。
 - (1)老人日常生活用具給付事業、家族介護慰労金については、現行のとおりとする。
 - (2)家族介護用品支給事業については、昭和町・飯田川町の例による。
 - (3)在宅介護支援センターについては、基幹型は天王町に1カ所、地域型は旧町3カ所とする。
 - (4)緊急通報体制等整備事業等に関しては、合併時までに調整する。
- 2 . 各町独自に制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。
 - (1)敬老式については、年内満75歳以上を対象に、当面は、旧町ごとに実施することとし、内容等を新市において調整する。
 - (2)金婚式については、合併時に廃止する。
 - (3)在宅高齢者等介護手当支給事業については、合併時に廃止する。
 - (4)長寿祝金については、合併時に再編する。